

議題

基準諮問会議

項目

その他のテーマ提言関係の状況

会計基準レベルの提案**継続企業の前提が成立していない状況で適用する会計基準（第 17 回（前回）基準諮問会議における提案）**

(基準諮問会議における提案の内容の概要)

1. 継続企業の前提が成立していない企業が作成する財務諸表に関して考え方を明らかにし、会計基準を整備することが必要である。

(第 18 回（今回）基準諮問会議での対応の概要)

2. 「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合」に関する会計基準の開発を行う場合、以下の論点がある。
 - (1) 会計基準の対象となる企業の範囲をどのように決めるか
 - (2) 一般目的の財務諸表に関する会計基準、特別目的の財務諸表に関する会計基準のいずれにするか
3. 現在、前項(2)の論点について、企業会計審議会の監査部会で検討中であるため、その動向を見守り、その結論が出た段階で検討を行い、次回以後の基準諮問会議で検討を行う。

後発事象（第 18 回（今回）基準諮問会議における提案）

(基準諮問会議における提案の内容)

4. 後発事象の会計基準を整備すべきである（その際、関連会社の取得に関する後発事象の開示を見直すべきである。）。

(第 18 回（今回）基準諮問会議での対応の概要)

5. 後発事象に関する会計基準の整備に関する事項については、平成 22 年 8 月に基準諮問会議から提言を行っている。ASBJ において同提言を受け、後発事象の会計基準の策定に関する検討が平成 22 年 9 月から平成 23 年 3 月にかけて行われた。しかしながら、会社法監査報告書日以後の後発事象の取扱いについてコンセンサスが得られず、検討は中断している。
6. したがって、次回の基準諮問会議で ASBJ から状況の報告を受けることとする。

完全親会社が完全子会社に無対価会社分割で事業を移転する場合の会計処理（第 18 回（今回）基準諮問会議における提案）

(基準諮問会議における提案の内容)

7. 現行の取扱いでは、無対価会社分割で完全親会社の事業を完全子会社に移転する場合には、完全親会社はその株主資本の額を変動させ、完全子会社は完全親会社で変動させた株主資本の額を会計法の規定に基づき計上することとされている（企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第 203-2 項 (2) ①）。したが

って、完全親会社ではその保有する完全子会社の株式の帳簿価額は減少しないことから、いったんこの会計処理により完全子会社の株主資本を増加させた（完全子会社の企業価値を増加させた）後に当該完全子会社の株式を売却した場合には、完全親会社が減少させた株主資本の額を子会社売却益に転嫁させる結果となる。

一方、会社分割の対価として完全子会社株式が完全親会社に交付される場合には、完全親会社において完全子会社を追加取得する会計処理となり、その後完全親会社が子会社株式を売却しても無対価会社分割の場合のような不合理な結果は生じないと考えられる（企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第226項）。

しかしながら、完全親会社から完全子会社へ会社分割で事業を移転する場合には、対価として完全子会社株式が完全親会社に交付される時と無対価である時とでは、経済実態に何ら影響がない。したがって、これらの会計処理を整合させ、無対価会社分割の会計処理についても、完全親会社においてその株主資本を変動させるのではなく、完全子会社に対する追加投資とする会計処理に改めるべきである。

（第18回（今回）基準諮問会議での対応の概要）

8. 会計基準レベルではあるものの、検討にあたっては現行規定による実務上の問題点の有無の確認など技術的な評価が必要と考えられるため、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼する。

実務対応レベルの提案

「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い

（基準諮問会議における提案の内容）

9. 実務上、取得に関する取引条件として様々な条件が付されるようになってきており、また、当該条件が現行の企業結合会計基準第27項に定める条件付取得対価で想定する「条件」に該当するかどうかの判断に迷うものもある。

特に、現行の結合分離適用指針第47項(1)なお書きでは、「なお、条件付取得対価は、企業結合日後に追加的に交付又は引渡されるものに限定されるものと解される。」とされており、取得時に支払った対価の一部が返還される場合（マイナスの支払い又は交付）もこの条件付対価の会計処理の対象となるかどうかの解釈の明確化してはどうか。

なお、もし条件付取得対価に含まれないとすれば、当初取得時に支払った対価を基にのれんが計上され続ける一方で、返還額（マイナスの支払い又は交付）が利益として計上されることにもなり、不健全な会計処理となると考えられる。

（第18回（今回）基準諮問会議での対応の概要）

10. 「取得時に支払った対価の一部が返還される場合」の会計処理に関して、現在行われている実務の確認も含め、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼する。

以上